

意見提出者	国際航業株式会社 空間情報推進本部
1. 項目	国・地方自治体で維持・更新される図面類の電子化の義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>国・地方自治体で維持管理されている図面の多くが流通されていないため、結果、重複投資や地理空間情報の有効活用がなされていない。</p> <p>国・地方自治体の各部署で維持・管理される図面類が電子化されれば地理空間情報として他の部署、隣接する市町村、地理空間情報を活用した民間企業の事業創出などに役立つ。</p> <p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律においても、電子化してもよいことが明記されているが、国・地方自治体では、図面類（付図、台帳図、計画図等）の電子化（デジタル化）が不十分（多くは紙図面での活用）であるため、流通・有効活用することができない。</p> <p>■道路分野における事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報公開請求により閲覧可能ではあるが、能動的に情報提供を行っているケースは少なく、手続きに時間を要する。 2. 道路台帳附図は、原図・紙媒体による開示が殆どであり、システムによる再利用がしにくい。 3. 原図・紙媒体に個人情報が記載されている場合、個人情報を削除するのに期間・費用を要するが、電子化されていれば加工・削除が容易である。 <p>■河川分野における事例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報公開請求により閲覧可能ではあるが、能動的に情報提供を行っているケースは少なく、手続きに時間を要する。 2. システムによる再利用がしにくい。都道府県で行う指定区間の1級河川の管理には、河川台帳の調整・保管が含まれていない（管理者と台帳の調整・保管を行う者が異なる）ため、管理効率化のための台帳電子化が進まない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>道路法第二十八条 道路法施行規則第四条の二 都市計画法第四条2、第五条、第六条、十四条、五十三条 都市計画法施行規則第九条、三十九条 河川法 第十二条 河川法施行規則 第二条、第四条、第五条、第六条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性について	<p>新たな情報通信技術戦略（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）で示された、“オープンガバメント等の確立”や、“高度道路交通システム（ITS）等を用いた自動車からのCO2の排出削減を加速”といった目標を実現するためにも、付図・計画図等の図面類の維持・管理を義務付ける個別の法律および施行規則に電子化および二次利用可能な形での情報の公開を義務付けるべき。</p>

の提案	
-----	--